

## 仕様書

本仕様書は、京都府警察本部長（以下「発注者」という。）が、受注者と締結する衣類等洗濯業務に適用するものとする。

### 1 業務名

衣類等洗濯業務

### 2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

### 3 契約方法

洗濯ネット1枚当たりの単価契約とし、必要となる物品の準備、回収、洗濯、乾燥、納入等本業務の実施に伴う一切の費用を単価に含むこと。

### 4 予定数量（12箇月分）

洗濯ネット 4,402枚分

### 5 業務内容

#### (1) 洗濯等

ア 受注者は、被留置者が日常使用する衣類等（以下「衣類等」という。）を回収し、洗濯及び乾燥させ、納入すること。

イ 衣類等は発注者が洗濯ネットに収納することとし、受注者は、原則として衣類等が洗濯ネットに収納された状態で全ての業務を行うこと。

ウ 受注者による洗濯ネットに収納された衣類等の確認は不要とし、受注者は衣類等の色落ち、縮み、破損等に対しての責任を負わない。ただし、衣類等の色落ち等の原因が、受注者の故意又は重大な過失による場合は、受注者がその損害を負担すること。

#### (2) 洗濯ネットの仕様

ア 洗濯ネットは、大きさが調整できるもので、被留置者1人あたり4日分の衣類等（Tシャツ、下着、靴下、ハンドタオル各4枚、ズボン、上衣各2枚程度）が収納可能で、容量がおおむね30リットル以上のものであること。

イ 洗濯ネットに衣類等を収納したままでも湿気が残らず、完全に乾燥できるものであること。

ウ 洗濯ネットには、施設名及び番号を表示し、洗濯、乾燥等により表示が消えないものとする。

なお、施設名、番号については、別途指示する。

エ 衣類等の紛失及び被留置者とのトラブル防止のため、洗濯ネットのチャック部分を鍵、結束バンド等により容易に開閉できないよう封印できるものであること。

(3) 回収及び納入方法等

ア 衣類等の回収回数は、原則として1週間に2回とし、回収、洗濯、乾燥及び納入を3日から4日程度で完了するよう行い、納入時に次の衣類等を回収すること。具体的な回収及び納入日程については、別途協議の上決定する。

イ 受注者は、回収及び納入時に、発注者立会いの下、別紙「洗濯ネット預り・納入一覧表」又はこれに準じた様式（以下「洗濯伝票」という。）に記載された洗濯ネットの識別番号及び数量について現物との突合を行い、誤りがなければ洗濯伝票の預り確認欄及び納入確認欄に両者が署名を行うこととする。

ウ 1回当たりの洗濯ネット回収数は、全施設で100枚程度を予定しているが、被留置者の収容状況等により変化する。

6 回収及び納入を行う留置施設

別表「外部委託実施施設一覧」のとおり

7 その他

(1) 洗濯ネット(封印用具を含む。)については、本業務開始に間に合うよう、警察本部又は各警察署留置施設に当面の必要数を納入すること。

(2) 乙は、本業務に際して知り得た事項を他人に漏らしてはならない。

(3) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。



## 外部委託実施施設一覧

- 1 上京警察署留置施設
- 2 中京警察署留置施設（女性施設）
- 3 左京警察署留置施設（女性施設）
- 4 伏見警察署留置施設（女性施設）
- 5 南警察署留置施設
- 6 北警察署留置施設
- 7 西京警察署留置施設
- 8 向日町警察署留置施設
- 9 城陽警察署留置施設
- 10 八幡警察署留置施設
- 11 木津警察署留置施設
- 12 亀岡警察署留置施設
- 13 南丹警察署留置施設
- 14 綾部警察署留置施設（女性施設）
- 15 福知山警察署留置施設
- 16 舞鶴警察署留置施設
- 17 宮津警察署留置施設